

岩国市立東小学校 いじめ防止基本方針



令和 7 年 4 月改訂
岩国市立東小学校

1 学校いじめ防止等に係る基本方針

「いじめは絶対に許されない」「どの児童にもどの学校にも起こりうる」との強い認識の下、全教職員と家庭・地域と関係機関が連携して、下記の方針に基づき、いじめ防止に努める。

(1) いじめの未然防止

いじめは、「未然防止」の取組が極めて重要であり、道徳教育や人権教育、そのほか健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していく。

(2) いじめの早期発見

「現にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、学校生活全般にわたって情報を収集し、早期発見に努める。

(3) いじめへの早期対応

いじめであると認知された場合は、速やかに全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応する。その後も必要に応じて、見守りを継続する。

(4) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて市と連携を密にとりながら、いじめられている児童の立場に立って、毅然とした厳しい対応を行う。

(5) 地域や家庭、関係機関との連携

情報を共有したり、児童の悩みや相談を受け止めたりするなど、社会全体で児童を見守り健やかな成長を促すことができるように、連携・協働する体制を構築する。

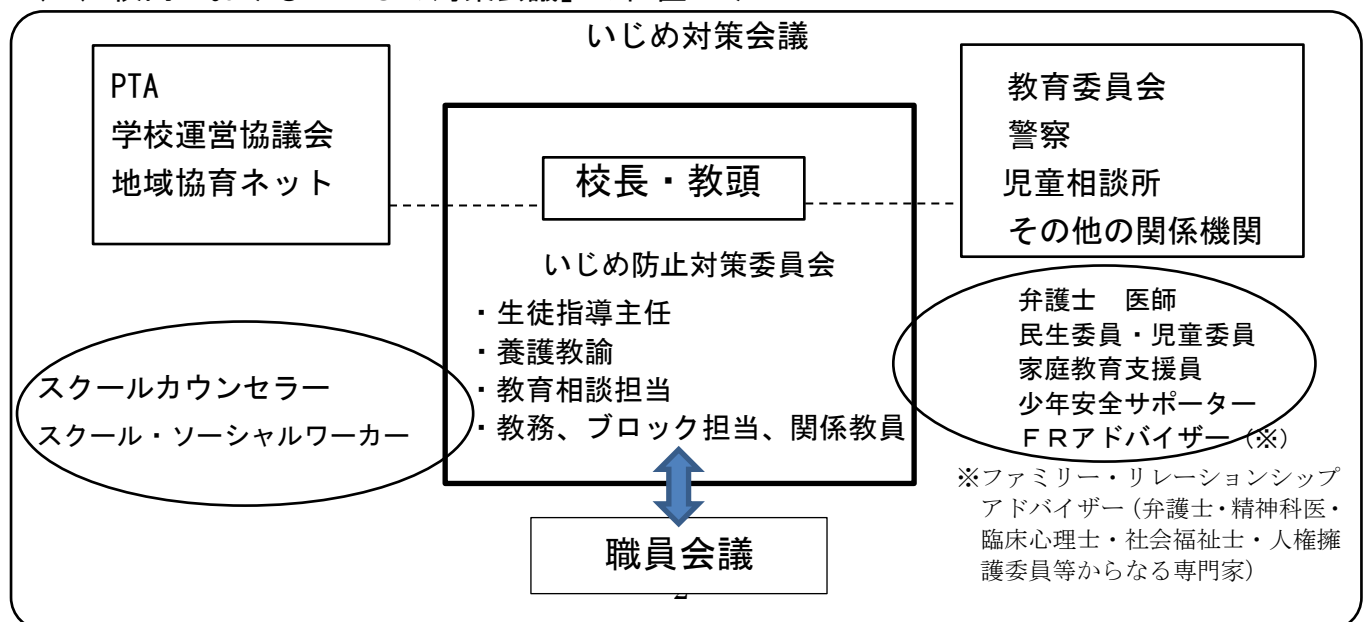
(6) 基本方針の見直しについて

「東小学校いじめ防止基本方針」は、校内におけるいじめの状況等を踏まえ、いじめ防止に向けた取組がより実効性のあるものにするため、PDCA サイクルによる検証及び見直しを行う。また、取組内容を恒常的に評価・検証し、必要に応じて改善を図ることとする。

2 いじめ対策組織

いじめ防止対策を組織的・総合的に行うために、「岩国市立東小学校いじめ対策会議」を設置する。

(1) 校内における「いじめ対策会議」の位置づけ



(2) 年間予定

月	内容
4	○ 学校いじめ防止基本方針の周知（教職員、児童、保護者、関係機関等） ※HPに掲載 校内研修（いじめの定義、校内体制の確認 等）
6～9	○ いじめ対策会議（1学期の取組検証、2学期の取組修正、スクールカウンセラー（以下SC）等との連携）、校内研修
10～2	○ いじめ対策会議（2学期の取組検証、3学期の取組修正、SC等との連携）
3	○ いじめ対策会議（年間の取組検証、学校いじめ防止基本方針等の見直し、SC等との連携）

3 いじめとは何か

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法＜平成25年法律第71号＞第2条】

- 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目して判断するものとする。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級やクラブ活動の児童、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など当該児童と何らかの人的関係を指す。
- 具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。
 - ・ 冷やかしの「いじり」や「からかい」、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 金品をたかられる
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの構造、特徴

- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、いじめる児童といじめられる児童は、入れ替わりながら被害も加害も経験している。繰り返されたり集中的に行われたりすると「暴力を伴ういじめ」同様、生命又は、心身に重大な危険を生じさせる。
- いじめは「四層構造」となっている。
 - ・ いじめを受けている児童から見れば、周りではやしたてる児童（観衆）も見て見ぬふりをする児童（傍観者）も「いじめている人」（加害者）に見える。

- ・ 四層構造を念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

(3) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。また、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する。「東小学校いじめ対策会議」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを計画し、確実に実行する。上記の「いじめが解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

4 いじめの未然防止

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

○ いじめの問題を解消するために、開発的・予防的な生徒指導を推進する。

ア 教職員のいじめ対応への資質能力の向上

- ・ 校内研修会(事例研究、教育相談等)を積極的に実施する。(年間2回以上)
- ・ 教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

イ 生徒指導・いじめ防止対策委員会の定期的開催

- ・ 問題行動等の報告・対応にとらわれず、いじめの問題に対する取組等の検証・改善を図る場とする。(学期に1回程度)

ウ 教育相談体制の確立

- ・ すべての児童の能力を最大限に発揮できるように、開発的な援助の機能を重視する。

エ 児童との温かい人間関係の構築

- ・ 給食時、休憩時間、清掃活動等、できるだけ児童とのふれあいの機会を増やし、児

童の行動を観察すると同時に、何でも言える信頼関係をつくる。

オ 児童の心の理解

- ・ あのねアンケート、生活アンケート、「アセス」等客観テスト等を通して、児童の心を理解するよう努める。

カ 外部学校関係者による評価と検討

- ・ 学校運営協議会委員による評価と検討（年間1回程度）
- ・ P T Aによる評価（学校評価：年間2回）

（2） すべての学校教育活動を通した取組

- 児童の自主的・自発的な活動等を通して、他者の考え等を尊重しながら、自分の考えを発言し合える支持的風土を醸成する。
- 魅力ある体験活動を通して、児童が自己肯定感や自己存在感を感じ、友達との絆を深め、学校における自分の居場所がもてるようにする。
- 児童の規範意識を醸成するため、「きまりを守る」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接する」ことについて、重点的かつ具体的な取組を行う。

ア 各教科・総合的な学習の時間

- ・ 授業の中で児童の考えや意見を引き出し、それらを大切にしていける授業づくりを行い、児童にとって「わかる授業、できる授業」を展開する。
- ・ 認め合ったり支え合ったりできる授業の雰囲気づくりを行う。

イ 特別の教科 道徳

- ・ 学校や学級の実態に即した教材を活用し「いじめ防止」に関わる授業を計画的に実施する。
- ・ 道徳科の授業を通して、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」などの判断力、心情、実践意欲、態度を育成する。
- ・ いじめが背景にあるとする自殺が社会問題化していることを踏まえ、「生命の尊さ」「相互理解、寛容」等についての内容を重視する。

ウ 特別活動等

- ・ 学級活動をはじめ、学校行事、児童会活動及びクラブ活動において、児童がいじめの防止について主体的に取り組めるような場を設定する。
- ・ 他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜び等の体験を通じて、自分とは違った他者の価値を認める集団規範を醸成する。

5 いじめの早期発見

（1） 早期発見に係る体制

- いじめは、外から見えにくいことが多い。全教職員・保護者・地域が連携・協力していじめを発見する体制を作る。
- ・ 学級担任だけでなく、生徒指導主任、学年主任、保健主任、養護教諭、栄養教諭、学校事務職員、スクール・ソーシャルワーカー（以下S S W）、S C等、全ての教職員が情報を共有する機会をもち、日頃から学校生活全体をきめ細かく把握することに努める。
- ・ 学校評価、授業評価、短い間隔で実施する生活アンケート等により、児童、保護者等の実情を把握し、日常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。

- ・ 保護者や地域と接する機会を多くもち、児童の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、すべての教職員で情報を共有する。

(2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組

- 児童や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめられている児童を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておく。
- 児童との信頼関係を深め、早期に発見できる仕組みを作る。
 - ・ 児童とのふれあいの時間を確保するよう心がける。
 - ・ 日常の行動観察や日記等により、内面の変化をとらえる。
 - ・ 日常の対話や遊びなどを通して児童が発するサインを鋭くキャッチする。
 - ・ 平素から、児童に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心がける。
 - ・ 短い間隔での「あのねアンケート」（原則として毎週火曜日）や「生活アンケート」をもとにした個別相談（6月、10月、2月）を実施する。
 - ・ **アセス**等客観テスト等を活用した個別の教育相談を実施する。
 - ・ 教育相談は別室で行い、他の児童のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気の中で相談できるように努める。
- 保護者・地域との信頼関係を深め、気軽に相談できる雰囲気を作る。

6 いじめへの早期対応

(1) 校内指導体制の確立

- いじめを発見したら、迅速・的確に、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進する。学級担任に負担が集中しないように、学年主任や生徒指導主任、管理職など複数の教職員で対応する。
- ① 事実関係の確認…いじめの疑いがあった（あるいは申し出等があった）場合、日常の行動観察や聴き取り等により、状況等の詳細を正確に確認する。
- ② 対応の協議…「ケース会議（いじめ）」（場合により、職員会議）を開き、協議する。
 - ・ いじめられている児童への対応（信頼関係のある教職員が担当）
 - ・ いじめている児童への対応（学級担任、学年主任、ブロック担当、生徒指導主任、管理職等）
 - ・ 周囲の児童〔観衆・傍観者〕への対応（該当学年教員等が担当）
 - ・ いじめられている児童の保護者への対応（学級担任、学年主任、ブロック担当、生徒指導主任、管理職等）
 - ・ いじめている児童の保護者への対応（学級担任、学年主任、ブロック担当、生徒指導主任、管理職等）
 - ・ PTA等への働きかけ（校長・教頭が担当）
 - ・ 教育委員会、関係諸機関との連携（校長・教頭・生徒指導主任が担当）

(2) 迅速・的確かつ誠意ある組織的な対応

- いじめられている児童への対応
 - ・ 「絶対に守り通す」との姿勢を示し、全教職員で支え・守る。

- ・ 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- いじめている児童への指導
 - ・ 当事者と周りの児童から詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。
 - ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。
 - ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分耳を傾け、心情をくみとる。
- 周りの児童（観衆・傍観者）への指導
 - ・ もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に申し出るように働きかけていく。このような中で、いじめを報告してきた児童があれば、その勇気と態度を称賛し、その後、これを言ったためにその児童が仕返しを受けないように、秘密を厳守する。
- いじめのアフターケア
 - ・ 一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化し、陰湿化していじめが継続している場合もあるため、関係児童の事後の様子を継続的に注視し、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添った対応を行う。
 - ・ いじめている児童に対しては、毅然とした態度で指導すると同時に、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導を行う。
- 外部関係機関の活用
 - ・ 必要に応じて、警察、弁護士、ＳＣやＳＳＷ、ＦＲアドバイザー等の専門家を加え、対応を進める。
 - ・ 特に、いじめの行為に至った背景に、保護者の身体的虐待や養育放棄、経済的問題等が起因する場合は、生活の基盤の立て直しに向けたＳＳＷによる保護者等への個別支援について、積極的な活用を図る。
 - ・ 教育相談の実施に当たっては、法務局の「子どもの人権１１０番」や、やまぐち総合教育支援センターの「２４時間子どもＳＯＳダイヤル」、岩国市教育委員会青少年課、ヤングテレホン岩国などの学校以外の相談窓口を、児童・保護者へ適切に周知する。

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

- インターネット上の掲示板、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、他人批判、他者の個人情報の流出等のネットいじめについても、同様に対応する。
- 内容や状況によっては、適切な相談窓口を伝える等の手助けをする。
- ネットアドバイザーや少年安全サポーター、岩国警察署など関係機関等の指導・助言、相談等を得て、書き込みを消去するなど速やかに対応し、被害の拡大を最小限に抑える。

7 重大事態への対応

岩国市の基本方針及び国のガイドラインに従い、対応する。

(1) 重大事態の判断について

重大事態とは以下の場合をいう。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余

儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童の状況に着目して判断することとし、次のようなケースが想定される。
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ※ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席している場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

(2) 重大事態への対応

- 重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて市長へ報告する。児童・保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校がその時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告する。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合については、警察への相談・通報を行う場合がある。具体例としては以下のようなものがある。
 - ・ (暴行) ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。
 - ・ (強要) 度胸試しやゲームと称して、無理矢理危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
 - ・ (児童ポルノ) スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自身のスマートフォンに送らせる。等
- いじめられている児童の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に連携を図り、必要があれば児童への加配教員配置など弾力的対応を検討する。
- いじめられている児童を守るため、保護者の理解を十分得ながら、教育的配慮の下に毅然とした対応をする。
- 保護者とも十分に話し合いを重ね、理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議をし、適切に関係機関との連携を図りながら誠意をもって対応する。

(3) 留意すべき事項

- 専門家等による調査を実施する際には、学校は調査委員会等に積極的に資料提供する。
- アンケート調査や児童への聞き取り調査等の実施の要請に対して、協力し、真摯に向き合っていく。
- 児童や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努める。

8 地域や家庭、関係機関との連携

(1) 学校と家庭・地域社会との緊密な連携のもとに、協働して解決を図る。

ア 保護者、PTAとの連携

- ・ 日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組む。(学校だより、学年だより、個人懇談会、H P等を利用する。)

イ 地域社会との連携

- ・ 日頃の学級・学校での生活の状況等について、家庭・地域社会に定期的に提供する。
(学校だより、HP等を利用する。)
- ・ ふるさと愛ネット、学校運営協議会、東地区青少年健全育成児童生徒指導推進協議会の会議において、いじめの問題の解決に向けて情報発信し、地域ぐるみで取り組むようにする。

(2) 関係機関等との積極的な情報共有と行動連携を図る。

ア 日頃から地域の相談窓口（教育相談員、教育相談支援員等）や関係機関（市警察署、少年安全サポーター、市教委青少年課等）とも情報の共有を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

イ より高い専門性が必要な場合は、積極的にSCやSSWを活用する。

- ・ 特に、いじめている児童・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合などは、SSWを活用した支援を行う。